

仕様書

1. 委託業務名

二セコ町 COOLCHOICE（家電の省エネ・移動輸送の共同化）普及促進委託業務

2. 委託業務の目的

当町は第2次二セコ町環境モデル都市アクションプランに基づき、「住民一人当たりの経済活動の活性化と温室効果ガス排出量抑制の両立」を基本方針に2050年度までに2015年度比で温室効果ガス排出量を86%削減するという大きな目標を掲げ、地球温暖化対策を進めている。

本業務は環境モデル都市アクションプランで計画されている3件の取組（「移動距離の短い街区を形成する」「移動・輸送の共同化を促す」「省エネ型への買換えを促す」）を地球温暖化対策のための国民運動である賢い選択（COOLCHOICE）を活用した普及促進活動によって推進することを目的とする。

3. 委託業務の内容

以下の各項目を実施する。（イ）～（エ）については以下の内容を基本に実施するが、より効果的な普及展開活動が実施可能である場合は企画提案し、二セコ町担当者の了解を得て実施すること。

また、実施にあたっては、二セコ町担当者と協議しながら相互に協力して進めていくこととする。二セコ町担当者との協議内容については整理して記録し、協議後に遅滞なく提出すること。

(ア)家電の省エネ化推進にかかる調査

町内に存在するエネルギー効率の悪い家電について、簡易アンケート等を通じて、町内のどのエリアに、どれだけ交換可能性がある機器が設置されているのか調査する。

調査対象とするのは①2000年以前に設置された燃費の悪い古い冷蔵庫（容量と製造年度）、②世帯の大きさから必要がないにもかかわらず、新しい冷蔵庫を購入した際、古い冷蔵庫が壊れていないため、利用し続けている世帯における二台目の冷蔵庫（容量と製造年度）、③保温機能付きの電気ポット（設置数）、④電気生炊き式の深夜温水給湯器／潜熱回収機能の付いていないガス給湯器（製造年度と種別、出力）、⑤電気式の蓄熱暖房器、老朽化の激しい灯油ストーブ（製造年度と種別、出力）の5種を調査対象の基本とする。

なお、調査結果については①個人情報保護に抵触しないように加工したもの②傾向を分析した調査報告書の2種を作成し提出する。

【実施条件】

・調査の方法はアンケート調査を基本とするが、他に優れた調査方法がある場合は企画提案し、

ニセコ町担当者の了解を得ること。

- ・アンケート調査の実施にあたっては、調査票案を作成し、ニセコ町担当者から了解を得ること。
- ・発送用の封筒はニセコ町が用意する。
- ・発送用封筒以外のアンケートに必要な費用は受託者が負担すること。
- ・アンケート調査は町内全世帯 約 2,500 世帯へ送付し、回収すること。
- ・COOLCHOICE への賛同を呼びかけるものであること。

(イ)家電の省エネ化の買換え促進

(ア) の調査報告書を踏まえ、ニセコ町におけるエネルギー効率の悪い家電の傾向を捉え省エネ化電への買換えを促進するパンフレットを作成する。

作成したパンフレットはニセコ町の広報誌への同封や、電子媒体のホームページ上に公表することによって広報し、買換えを促進する。

【実施条件】

- ・作成にあたっては、企画提案し、ニセコ町担当者の了解を得ること。
- ・内容は省エネ型家電への買い換えを促進する為の情報を網羅的かつ理解しやすいように掲載することとする。情報の例を挙げると①経済的なメリット②費用回収年数③環境負荷の低減効果④省エネ製品を選択時の留意点等である。
- ・4,000 部作成し、ニセコ町の広報誌等へのおり込み作業を行うことに加えて、電子媒体をホームページ上に公表する。
- ・COOLCHOICE への賛同を呼びかけるものであること。

(ウ)移動輸送の共同化促進についての勉強会

公共交通利用促進・カーシェア・シェアリングエコノミー促進の為には「移動距離が短い街区」が形成され、適度に人口密度が保たれる必要がある。よって、①移動距離が短い街区を形成する上でコスト、メリット、デメリット②移動距離が短い街区及び公共交通・カーシェア・シェアリングエコノミーとの関連性を学ぶ勉強会を開催する。

【実施条件】

- ・講師の選定にあたっては、国内外における交通と街づくり政策の関連性を研究している者を選定し、ニセコ町担当者から了解を得て講師との調整を行うこと。
- ・講師を選定した後に勉強会の開催内容を企画提案し、ニセコ町担当者からの了解を得ること。

- ・勉強会の開催にかかる全ての事務及び費用を負担すること。
- ・勉強会開催にかかる事務とは、勉強会の広報、備品の準備、会場設営、議事メモ、講師招聘、講師に対する旅費及び謝金支払等である。
- ・勉強会の広報は、チラシを 3,000 部作成し、ニセコ町の広報誌へおり込み作業を行う。
- ・講師に対する謝金は 11,300 円/時間とする。
- ・開催回数は 2 回/年とし、10 月及び 1 月を基本に開催を調整する。
- ・会場は町民センター等の無償の会場を利用することを想定する。
- ・開催にあたっては COOLCHOICE への賛同を呼びかけること。

(工) 移動輸送の共同化促進の広報

- (ウ) の勉強会の内容をわかりやすくまとめた①記事及び②動画の広報媒体を作成する。
- ①記事はニセコ町の広報誌に特集記事として掲載するとともに②と合わせてニセコ町 HP で掲載する。

【実施条件】

- ・広報媒体の作成については、内容を企画提案し、ニセコ町担当者から了解を得ること。
- ・広報媒体の作成にあたっては COOLCHOICE への賛同を呼びかけるものであること。

4 契約期間

契約締結日から令和 2 年 1 月 31 日（金）まで

5 納入成果物

- (1) 本委託業務の結果及び成果物を記載した報告書（A 4 版）15 部（製本すること）
 - (2) 報告書の電子データを保存した CD-R 又は DVD-R 2 枚
 - (3) 本委託業務により収集・作成した資料（電子データ含む）等 一式
- 成果物のうち、電子データのファイル形式については、ニセコ町担当者と協議の上、決定する。その際、PDF 等一般的に利用されるファイル形式のデータに加え、編集・加工が可能な作成したプログラムに基づくファイル形式のデータを提出すること。

6 納入期限

5 納入成果物（1）（2）（3）は、契約期間の終了日までに納入すること。また、業務上必要となるその他の資料等については、ニセコ町担当者の指示に基づき、提出すること。

7 納入場所

二セコ町役場企画環境課

8 監督職員（人事異動の場合は後任者等による）

企画環境課 課長 山本 契太

9 技術等提案の順守

本件は、公募型プロポーザル方式の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術等提案書に記載した内容については誠実に履行すること。

10 実施の条件

- （1）受託者は、本業務について責任をもって信義誠実に履行することとする。
- （2）受託者は、本業務に関して二セコ町が開示した情報（公知の事実を除く。）及び業務遂行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本業務の目的以外には使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずる。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、二セコ町の指示に従う。
- （3）本業務の遂行により得られる成果物等の著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む）は、二セコ町に譲渡するものとする。
- （4）二セコ町は、本業務の報告書等の成果物の一部又は全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭において成果物を作成する。
- （5）第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- （6）本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら二セコ町の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- （7）受託者は、本業務を実施するにあたって、二セコ町個人情報保護条例を遵守するとともに別添1「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこととし、そのために必要な措置を講ずる。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期す。
- （8）本業務実施において、自社の宣伝又は営業目的と思われるような行為等を禁止する。
- （9）受託者は、本業務を履行するにあたっては、二セコ町と連絡を密に取り、疑義が生じた場合には、二セコ町と協議する。

(10) ニセコ町から追加指示（仕様書記載事項以外の事項が発生の場合）がある場合には、書面（電子メールを含む。）により行う。なお、口頭で指示した場合は、当該指示内容を記載した書面を速やかに交付する。

(11) 受注者は、本仕様書に定めのない事項で本業務の遂行上必要な業務等がある場合には、ニセコ町と協議のうえ、その指示（書面（電子メールを含む。））に従う。

(12) 前記（10）又は（11）の場合における追加の指示又は業務等は、本仕様書の記載事項とみなす。この場合において、新たに経費が発生する場合は、ニセコ町と受注者の間で協議のうえ、決定する。

1.1 機密保持等

(1) 本調査研究を実施するにあたって業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本調査研究以外の用途での使用を禁ずる。また、そのために必要な措置を講じること。

(2) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。

(3) この項目について受託者は、契約期間の終了後においても同様とする。

1.2 問い合わせ先

ニセコ町企画環境課環境モデル都市推進係（担当：宮坂）
〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見 47 番地
電話 0136-44-2121（内 133）
メールアドレス kankyo-e@town.niseko.lg.jp

1.3 参考資料

第2次ニセコ町環境モデル都市アクションプラン

<https://www.town.niseko.lg.jp/resources/output/contents/file/release/910/25014/actionplan2.pdf>